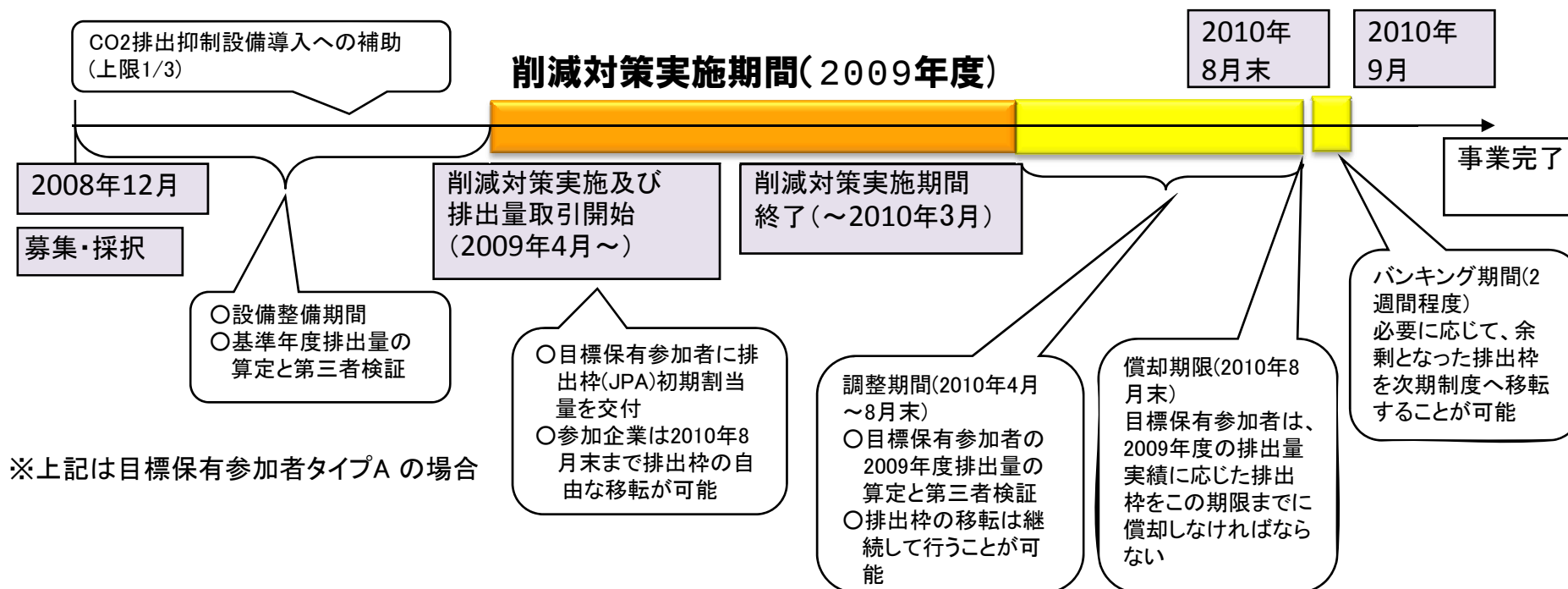
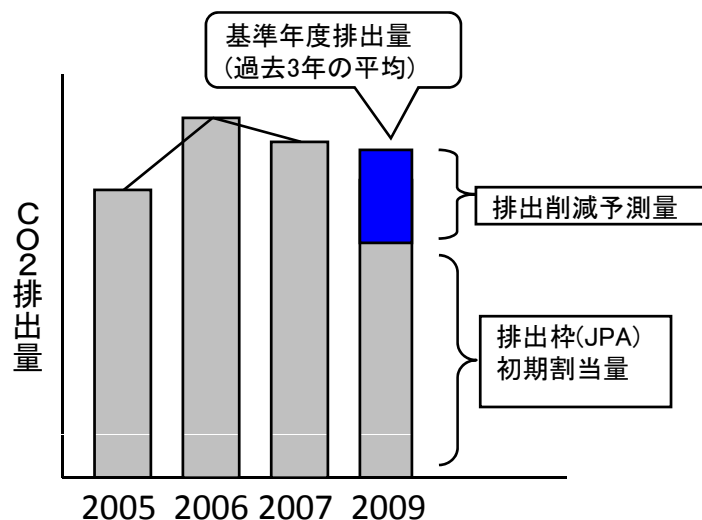


JVETSの概要(第4期追加・2008年度)

別添3



※上記は目標保有参加者タイプA の場合



(補助対象設備)
・省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備 (エネルギー特別会計)

(設備補助申請の際必要な事項)
・排出削減予測量
・基準年排出量 (過去3年間の平均)
※参加は工場・事業場単位

政府が費用効率性を勧奨して採択
※補助率は1/3を上限

<ポイント>

- 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還
- 他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる
- 設備補助を受けることなく、基準年度排出量に比べ、2009年度において少なくとも1%の排出削減を約束する参加者(目標保有参加者タイプB)もあり